

企業の個人データの取り扱いと 個人情報保護法について



「パソコン・スマホデータの完全消去」「データ消去トレーサビリティ」

データ消去 コンシェルジュ®

目次

はじめに

1 改正個人情報保護法とは

2 情報流出はどのように起こるのか

3 個人情報の流出事例

4 個人情報が流出した原因は？

5 個人情報の流出を防ぐためには

6 パソコンを安全に処理する方法

7 データ消去のプロ

データ消去サービスについて

価格について

「データ消去トレーサビリティシステム【ETTMS】」の運用

データ消去後の情報機器買取サービス

お問合せ先

はじめに

世界では GAF Aをはじめ、ビッグデータを始めとした情報を活用したビジネスが活況です。情報を収集し、活用することがビジネスになる今、同時に適切な情報の取り扱いが求められています。

中小企業であっても適切な情報の扱いは同じく求められています。顧客リストや従業員の個人情報・マイナンバーなども適切な取り扱いが必要です。

それに伴い、改正個人情報保護法が令和2年6月5日に可決・成立し、令和2年6月12日に公布されました。

どの事業者でも守らなければならないルールやポイントについて、この資料でご紹介していきます。



改正個人情報保護法とは

改正個人情報保護法が令和2年6月5日の国会において可決・成立し、令和年6月12日に公布されました。様々な部分が改正されましたが、事業者として抑えておきたいポイントは下記の通りです。

1

個人情報の利用に制限ができました

違法な行為や不当な行為を助長する恐れがある方法で個人情報を利用することが禁止となりました。

2

すべての事業者に法律上の義務が課せられます

5000人分以下の個人情報しか取り扱わない事業者には法律上の義務が課されていませんでしたが、ほぼすべての事業者に法律上の義務が課せられ「個人情報取扱事業者」となります。

3

マイナンバーの取扱い・対策も必要になりました

改正個人情報保護法によりすべての事業者が個人情報取扱事業者になることで、マイナンバーの安全管理措置がすべての企業で必要になります。

4

個人情報漏洩に関して、国への報告・本人への通知の義務化

一定以上の個人情報漏洩が起きた場合等に限りませんが国への報告と本人への通知が義務化されました。

5

法定刑が引き上げられました（特に法人）

個人情報保護委員会による命令違反や虚偽報告による法定刑が引き上げられました。特に法人に対する罰金刑の上限が1億円以下と引き上げられています。

改正個人情報保護法とは

個人情報の取扱がより重要な時代に

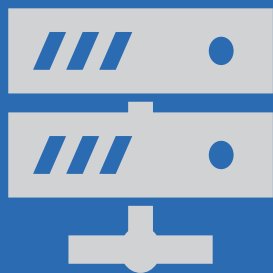
すべての事業者に
個人情報取扱事業者に

個人情報漏洩による
国への報告
本人への通知の義務化

罰則が強化
命令違反の法人は
1億円以下の罰金刑に



情報流出はどのように起こるのか



不正アクセス

- サーバーの脆弱性をつく不正アクセス
- プログラムによる不正なログイン試行
- コンピューターウイルスの感染
- システムの誤作動



犯罪・不正行為

- 社員が個人情報をコピー、外部へ持ち出す
- クレジットカード情報を紙に書いて持ち出す
- 出張中の社員のパソコンが盗まれる
- 会社のパソコンを勝手に売却して流出する



ヒューマンエラー

- 個人情報ファイルを誤って紛失・誤廃棄する
- 社員がメールアドレスを間違えて送る
- 権限の設定を間違え、誰でも見れる状態に
- USBメモリを置き忘れることによる流出

個人情報流出事例

2019年神奈川県 HDD 転売・情報流出事件

神奈川県庁で使われていたサーバーのハードディスクがインターネットオークションサイトで転売されて情報流出につながる

県の情報と思われる電子データを持っているという人の仲介者から連絡があり、確認したところ公開情報や内部資料などに加えて個人情報や重要情報が確認できた



データ復元ソフトを使用すると一分のデータが復元できることが判明。ハードディスクはリース会社に返却したものと一致



データ消去を委託している会社の社員がハードディスクをデータ消去前に盗み、オークションサイトに出品、全て落札されていた

個人情報が流出した原因は？

■初期化だけではデータが復元できるという事実

一般的にパソコン・サーバー等は初期化をすればデータが消えているように見えるがデータ復元ソフトを使えば復元できることが多い。

初期化したことで個人情報が消えたと安心してしまった。

■ハードディスクの取扱・データ消去の確認を怠った

リース期間が終了した後、ハードディスクを引き渡した際の取扱や流通について、またデータ消去が確実になされた「データ消去証明書」の発行を依頼せず、依頼した時点でハードディスクの処理が済んだと思いこんでしまった。

■データ消去会社の従業員管理が杜撰だった

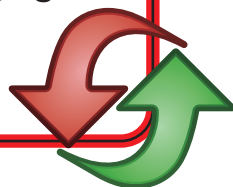
データ消去証明書を発行せず、ハードディスクをそのまま横流しするなど、社員やデータの管理が杜撰だった。

個人情報の流出を防ぐためには

初期化では不十分

パソコンを初期化するだけでは不十分で、データ復元ソフトを使えば個人情報が復元される。

個人情報の流出を防ぐための確実なデータ消去の方法を選択しなければならない。



処理会社の選定

データ消去やパソコンの処理を行う会社が信頼できるかどうか、選定は慎重に行わなければならない。

大手に任せても下請け会社に委託しないだろうか？



確実な消去の確認

データ消去を外注業者に任せるだけではなく、しっかりと消去されているか、横流しがいないかを確認する必要がある。

「データ消去証明書」の発行は必ず依頼しておきたい。



中古販売の危険性

フリマアプリなどで初期化したパソコンを販売することにより、個人情報が流出することがある。初期化では簡単にデータが復元できる。

個人情報の流出を徹底的に防ぐためには、適切な廃棄が好ましい。



パソコンを安全に処理する方法

1 ソフトによる上書き消去

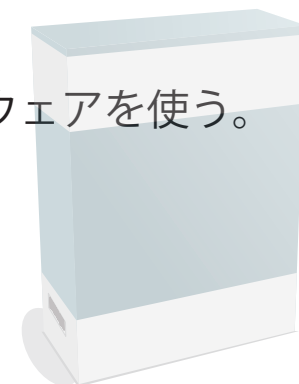
家電量販店やインターネットで購入できるデータを上書き消去するソフトウェアを使う。パソコンの初期化よりも強力で、簡単に操作できる。パソコンによってはインストールされているものもある。上書き消去された HDD や SSD はそのまま再利用が可能。

2 物理的な破壊

ハードディスクを物理的に破壊する。細かくシュレッダーする、ドリルで穴をあける、水没させるなどの方法がある。破壊が甘い場合がある。状態によっては、データの復元ができる。

3 強力な磁気による消去

強力な磁気を発生させる機器を用いて破壊する。ハードディスクの記憶演算子を破壊することで、最も確実に消去できる。磁気破壊された HDD は HDD として再利用できない。SSD は磁気消去できない。



データ消去のプロ

上場企業 100 社以上！

官公庁 50 件以上！

圧倒的実績！

データ消去のプロ

当社のデータ消去のプロが情報漏えいを完全にシャットアウトします



データ消去サービスについて

消去

完全にデータを消去します

当サービスは、データ消去装置を製造するメーカーが提供する消去専門サービスで、もともと信頼性が高い磁気方式で、完全にデータを消去します。

発行

データ消去証明書を発行します

当社では、有料でデータの「消去証明書」を発行しています(1回1,100円)。また通常でも、作業完了後には無料で「データ消去作業報告書」をお渡ししています。お客様に安心していただくため、データ消去が完了したメディア一台一台は明確に区別して、証明書に記載させていただいております。

対応

様々なメディアに対応しています

磁気メディア(フロッピー、ビデオテープ、DAT、CMT、DLT、LTO、VXA、D8、DDSなど)のデータを、瞬時に強力な磁気で消し去ります。なお、磁気以外の記録メディア(コンパクトフラッシュ、SDカード、USBメモリ、携帯、スマートフォン、SSDなど)についても対応いたします。

処理

短時間で簡単に処理できます

当サービスで使用している磁気方式のデータ消去装置「ERAZER」は、磁気を溜め込む準備時間として1回の消去で15秒、消去には最短時間0.1秒で消去可能です。大量のデータ消去でお急ぎの場合でも、ご要望にお応えできます。

実績

官公庁や大企業を中心に豊富な実績があります

すでに国・自治体の各機関や大学、金融機関、大手メーカー、光学機器メーカー、自動車メーカー、医薬品メーカー、情報通信会社など数多くの 大手企業からご用命をいただいております。

価格について

出張サービス

基本料金	22,000 円 / 人
消去作業費	1,100 円 / 個
取り外し作業	550 円 / 台
証明書発行	1,100 円 / 回

送付サービス

消去作業費	1,100 円 / 個
取り外し作業	550 円 / 台
証明書発行	1,100 円 / 回

レンタルサービス

Type-ProS のレンタル価格

利用予定回数	基本料金 (1 週間)	超過使用 (1 回)
20 回	22,000 円	1,100 円
50 回	33,000 円	660 円
100 回	44,000 円	440 円

Type-ProM のレンタル価格

利用予定回数	基本料金 (1 週間)	超過使用 (1 回)
20 回	26,400 円	1,320 円
50 回	39,600 円	792 円
100 回	52,800 円	528 円

PRO-S01



PRO-M02

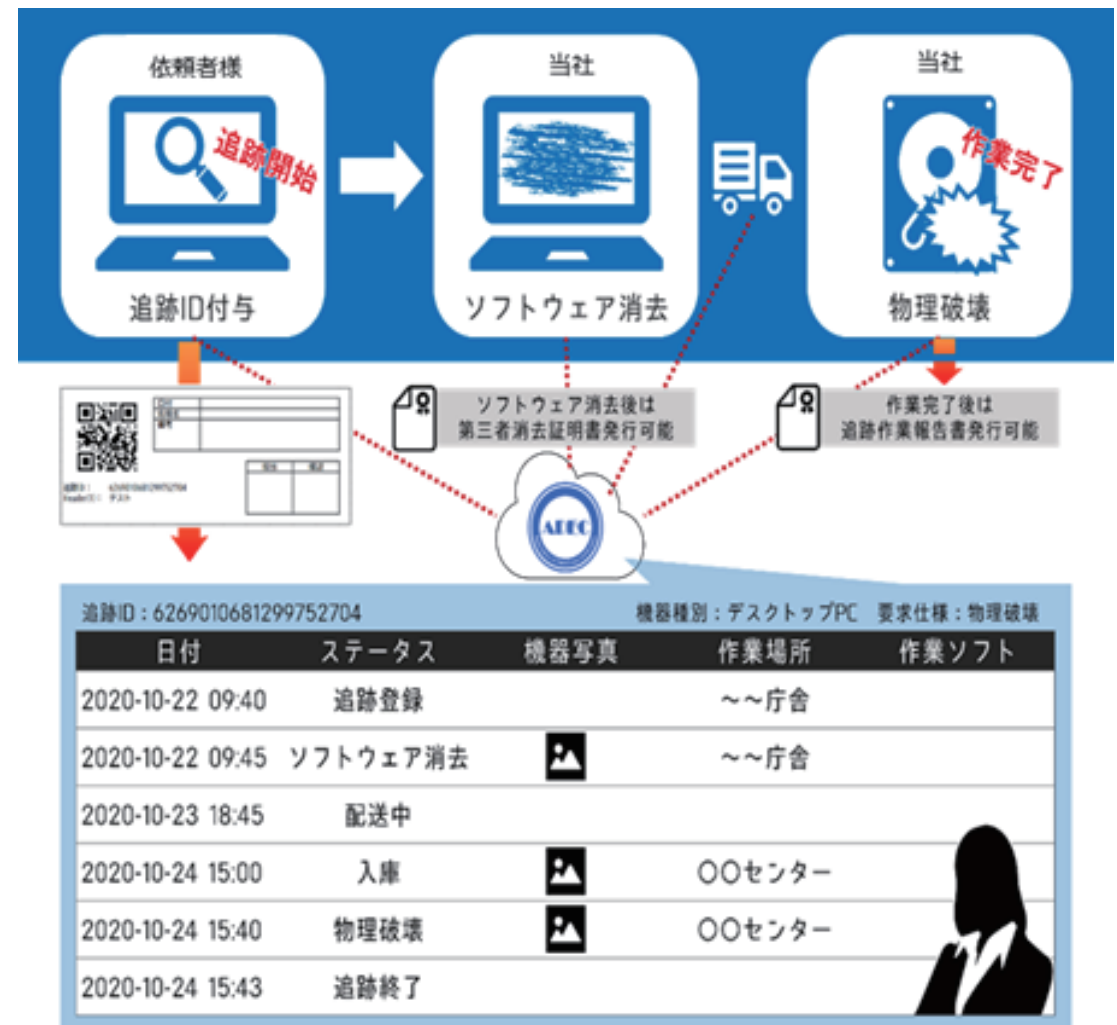


「データ消去トレーサビリティシステム【ETTMS】」の運用

2021年、世界初の「データ消去トレーサビリティシステム【ETTMS】」が誕生！！

「ETTMS（エトムス）」…消去証跡追跡管理システム（Erasure trail tracking management system）

- ✓ 横須賀市、福岡市で実証実験済み
- ✓ データはすべてクラウド上で管理
- ✓ 純国産の安心安全なシステム
- ✓ 総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和2年12月28日公開）に則っている。
- ✓ リアルタイム追跡
- ✓ 第三者による監査
- ✓ 第三者消去証明書発行（ソフトウェアによるデータ消去時）
- ✓ 追跡作業報告書発行



データ消去の始まりから処分まで、
職員の立ち合い不要！
さらに、ヒューマンエラーを未然に防ぎ、
情報漏洩も完全防止できます。

データ消去後の情報機器買取サービス

サステイナブル社会に貢献！

データ消去作業完了後の情報機器を買取るので、情報流出の心配はありません！

情報機器の廃棄コスト削減が可能！

廃棄物処理にかかっていた運送費や処理費を0にできます。さらに、データ消去作業費用から買取料を差引くことができるので、コストの大幅削減につながります。

コスト削減した分の予算をその他のサービス向上に活用できます。

産廃処理



運送費

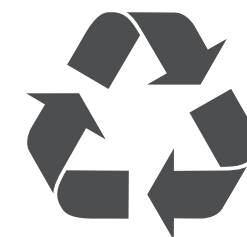


処理費

買取サービス



運送費



買取料

SDGs の廃棄物削減・リサイクルが可能！

パソコンやサーバー本体はもちろん、HDD 等もリサイクル資源になる上、ご依頼主のリサイクル実績となります。

買取サービスを受けるだけで、世界が掲げる SDGs の達成に大きく貢献できるサービスです。

処理費用が発生しません

お問い合わせ

ご不明な点やご質問・ご提案等ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。



「パソコン・スマホデータの完全消去」「データ消去トレーサビリティ」

データ消去 コンシェルジュ®

<https://www.data-concierge.jp>

<https://dele.gr>

info@data-concierge.jp

info@dele-concierge.com



【運営会社】DELE株式会社

■ 本社所在地

〒239-0847 神奈川県横須賀市光の丘8-3 YRPベンチャー棟2階

電話:046-854-5484 / FAX:046-854-5454

■ 川崎営業所

〒210-0855 神奈川県川崎市川崎区南渡田町1-1 京浜ビル2階

電話:044-223-7820 / FAX:044-223-7821





データ完全消去なら
DELE